

番号	
項目	・初任者が基本となる知識、技術を取得するためにも、市研修会を実施してください。 ・市研修会を「放課後児童クラブ運営指針」の内容に沿って充実させてください。
(回答) 留守家庭児童対策事業の放課後児童支援員等研修につきましては、これまで、発達障がいのある児童の理解と支援、医療的ケア児の対応及び、こどもの怒りの対応をはじめ、安全対策、集団遊び等、支援員等の資質向上について、放課後児童クラブ運営指針の内容や放課後児童支援員等に必要とされる課題をテーマにして、実施してまいりました。 また、令和6年度からは、年度当初より年間を通してWEBでの受講を可能とするとともに、国や大阪府、本市他局が主催する様々な研修の受講機会を増やしたところです。 さらに、当局主催の知識や技術が習得できる効果的な研修を検討するとともに、「放課後児童クラブ運営指針」に沿った内容とするため、放課後児童クラブの意向をお伺いするなど、研修の充実に努めてまいります。	
担当	こども青少年局企画部青少年課放課後事業グループ 電話：06-6684-9559